

I. 特認校制度(通学区域の弾力化)とは

中学校の通学区域は、基本的には保護者の住所によって定められています。特認校制度(通学区域の弾力化)とは、生徒と保護者が小規模校のもつ特徴の中で生徒に教育を受けさせたいと希望される場合に限り、一定の条件のもと小郡市教育委員会が指定した学校(以下「特認校」といいます。)について、通学区域外(小郡市内に限る)からの入学を認めるものです。

平成20年度入学から実施し、現在までに120名(宝城中学校31名、立石中学校89名)の生徒が、この制度を利用しています。

II. 実施内容

1 特認校(対象中学校)

宝城中学校 立石中学校

2 対象者

市内全域の令和7年度中学校新入学者(現小学校6年生)

3 条件

- ① 生徒が卒業まで特認校に在籍すること。
- ② 保護者が特認校の教育方針に賛同すること。
- ③ 保護者が特認校の行事やPTA活動等に対し協力し、積極的に参加すること。
- ④ 原則として保護者の責任のもと、生徒が徒歩、自転車又は公共交通機関等を利用して一人で通学できること。

4 受入れ人数

両校とも新入学者の上限を通学区域内の生徒を含め80名(2クラス)までとします。

III. 希望申請手続き

1 募集期間

令和6年8月28日(水)から令和6年11月29日(金)まで(土・日・祝日は除く。)

2 申請方法

- ① 「特認校就学希望申請書」を通っている学校(教頭先生もしくは学校事務)に提出してください。
- ② 申請書は、教育委員会学校教育課、各小学校、立石中学校、宝城中学校に用意しています。
- ③ 申請後、保護者及び児童には希望する特認校での面接を受けていただきます。

IV. 入学の決定等

- 1 保護者の申請書、希望する特認校での面接及び当該特認校との協議をもとに、教育委員会において審査し、入学の可否を決定します。
- 2 定員を超える希望があった場合は、公開抽選とします。
- 3 結果については、1月下旬までに保護者に通知します。
- 4 入学通知(指定校通知)は、2月初旬頃に発送します。

V. 特認校の説明会・見学

各特認校の土曜授業等を活用し、授業見学と本制度の説明会を開催します(授業見学は任意です)

・宝城中…11月9日(土) 8時40分～ 9時10分 授業見学、9時20分～特認校説明会

・立石中…11月15日(金) 15時00分～特認校説明会、終了後授業見学

(上記時間は予定であり、変更となる可能性がありますのでご注意ください。)

また、立石中学校体育大会が見学できます。(宝城中学校は5月に実施済みです。)

※体育大会(立石中): 9月8日(日) (立石中 72-2603 教頭へ)

問い合わせ先:小郡市教育委員会 学校教育課 72-2111(内線512)